

○令和4管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木 直道

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 12.8トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	12.8トン
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	12.8トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 319.6トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	319.6トン
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	319.6トン

第三 すけとうだら太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 69,100トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	69,100トン

道南太平洋	63,900トン
北海道すけとうだら道南太平洋漁業	46,400トン
北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業	現行水準
道東太平洋	5,200トン
北海道すけとうだら道東太平洋漁業	2,300トン
北海道すけとうだら道東太平洋その他漁業	現行水準

第四 すけとうだら日本海北部系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 3,400トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	3,400トン
北海道すけとうだら日本海漁業	2,770トン
北海道すけとうだら日本海その他漁業	現行水準

第五 すけとうだらオホーツク海南部

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道すけとうだらオホーツク海漁業	現行水準

第六 すけとうだら根室海峡

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 15,000トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	15,000トン
北海道すけとうだら根室海峡漁業	15,000トン

第七 するめいか

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 5,600トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	5,600トン
北海道するめいかを採捕する漁業	5,600トン